

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の給与の支給方法等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）に基づき、教職員の給与の支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第3条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、または停職の終了により職務に復帰した場合

第3条 旧給与規程第9条第1項の「給料月額に異動を生じた者」には、給料月額に異動を生じた者のほか、休職、給料の半減、給料の調整額の異動等により給料の支給額に異動を生じたすべての者をいう。(給料及び給料の調整額のほか、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の支給額に異動を生じた場合には、給料の支給に準じて支給する。)

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、教職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、支給することができない。

第5条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、教職員が離職し、又は死亡した場合は、旧給与規程第8条第6項の規定にかかわらず、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(時間外勤務手当)

第6条 旧給与規程第20条の時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が重複して該当するときは、いずれか高い方の支給割合によるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 旧給与規程第33条の別に定める手当の額は、初任給調整手当の額とする。

2 旧給与規程第33条の別に定めるものは、4月1日から翌年の3月31日までの間（以下「年度」という。）における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に定める休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものとする。

第7条の2 旧給与規程第33条の別に定める額は、当該教職員の勤務時間が、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間規程」という。）第3条第1項の規定により定められたものとした場合における旧給与規

程第 33 条の規定により定められる額とする。

(給与の減額方法)

第 8 条 旧給与規程第 31 条の規定による減額すべき給与額は、第 1 号に掲げる額については給料から、第 2 号に掲げる額については、地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、旧給与規程に規定するその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(1) その欠勤(正規の勤務時間(旧勤務時間規程第 4 条に規定する正規の勤務時間をいう。)中に特に承認なくして勤務しなかった場合をいう。以下同じ。)があった月におけるその者の給料の月額に 12 を乗じ、その額を旧勤務時間規程第 3 条に定める 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたものからその月の属する年度における第 7 条第 2 項に定めるものを減じたもので除して得た額(50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)に欠勤時間数を乗じて得た額。ただし、その月の勤務すべき全時間が欠勤であったとき又は給料から減額すべき額がその欠勤があった月に対する給料額を超えているか、若しくは同じ額であるときは、その欠勤があった月に対する給料額とする。

(2) 減額すべき給与額から前号の額を差し引いた額。ただし、同号の額が同号ただし書きの規定によるものであるときは、その欠勤があった月に対する給料の月額に対する地域手当の額とする。

(3) 教職員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において 1 時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当についてもこの例により取扱う。)

(病気休暇の期間の通算)

第 9 条 旧給与規程第 31 条の 2 に規定する給料の半減に係る病気休暇の算定方法は、教職員に連続する 7 日以上病気休暇を与える期間及びその開始の前日から起算して 1 年をさかのぼった日(以下「基準日」という。)以後に与えた連続する 7 日以上病気休暇の期間を全て通算するものとする。

2 前項の場合のほか、基準日前から引き続く連続する 7 日以上病気休暇で終期が基準日以後のものについては、その全期間を通算する。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。